

## 国際課税委員会（第63回）の概要

文責 森信茂樹

2012年11月15日、第63回国際課税委員会を開催しました。財務省主税局から、「総合主義と帰属主義との違い」ならびに「国外に居住する相続人等に対する相続税・贈与税の課税の適正化」について話がありました（資料別添）。その後、PWC 英国マネージャーの高木さん、税理士法人パートナーの高島さんから、「英国におけるパテントボックス税制」について説明をいただき議論をしました。（資料省略）

PWCからの、英国パテントボックス税制の説明は以下の通りです。

この税制は、英国政府が最も有意な法人税制を目指し、特許発明の開発、製造等に携わる労働力を維持するという成長戦略の一環として導入された。2012年の英国財政法の成立を受けて、13年4月から17年4月まで段階的な導入が予定されている。対象は、UK Tax Resident の会社、非居住者であるが英国PEを通じ事業を行っている会社で、個人は排除されている。

- ・特許に帰属する純利益に対し優遇税率となる 10%の分離課税を課す制度である
  - ・対象となる特許は、以下の通り。
    1. 英国またはヨーロッパで登録されている特許
    2. 英国法人が保有している、または、専用実施権(Exclusive Licence)を有している特許
    3. 英国法人が開発や重要なマネジメント活動を行っている特許
  - ・対象となる所得は以下の通り。
    1. 特許を利用して製造販売した製品の売上等
    2. 特許のロイヤリティー（著作権および商標権は含まれない）
  - ・パテントボックス税制は、当該製品から生じる全世界の売上に適用される
  - ・特許からのロイヤリティーの場合：  
パテントボックス税制は、ロイヤリティーからの所得に適用される
  - ・特許で保護されているサービス・製法の場合：  
パテントボックス税制は、そのロイヤリティー相当額(Notional Royalty)に適用される
- (以下省略)

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信いたします。